

陸上自衛官採用身体検査実施規則

昭和31年3月13日
陸上自衛隊達第36—1号

改正	昭和32年5月1日達第150—6—1号	昭和33年3月29日達第150—6—2号
	昭和35年1月22日達第150—6—3号	昭和40年2月23日達第122—54号
	昭和40年5月1日達第23—3号	昭和41年1月25日達第150—6—4号
	昭和44年1月30日達第36—6号	昭和45年6月16日達第36—6—1号
	昭和48年2月6日達第36—1—2号	昭和50年10月16日達第36—1—3号
	昭和51年3月12日達第36—1—4号	昭和53年1月13日達第122—108号
	昭和58年4月20日達第36—1—5号	昭和59年1月24日達第36—1—6号
	平成6年3月25日達第36—1—7号	平成7年7月7日達第36—1—8号
	平成11年3月30日達第36—1—9号	平成12年3月28日達第36—1—10号
	平成15年3月20日達第36—1—11号	平成17年3月3日達第36—1—12号
	平成18年2月7日達第36—1—13号	平成18年8月8日達第36—1—14号
	平成19年3月30日達第36—1—15号	平成21年2月3日達第122—230号
	平成22年3月3日達第号36—1—16号	平成26年3月19日達第号36—1—17号
	平成27年3月27日達第36—1—18号	平成31年3月28日達第36—1—19号
	令和元年6月27日達第122—303号	令和3年3月15日達第122—315号

陸上自衛官採用身体検査実施規則を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛官採用身体検査実施規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 実施要領（第13条—第27条）
- 第3章 記録及び報告（第28条・第29条）

附則

第1章 総則 （身体検査の目的）

第1条 陸上自衛官の採用に際して行う身体検査（以下「身体検査」という。）は、陸上自衛隊の任務を基礎とし、その任務遂行に対する身体上の体格等位を考察し、適否を判定して、体力・気力ともに優秀な陸上自衛官を獲得するためを行うことを目的とする。

（身体検査の種類）

第2条 身体検査は、次の2種とする。

- (1) 選考時身体検査
 - (2) 入隊時身体検査
- 2 選考時身体検査は、志願者を選考するときに行う。
- 3 入隊時身体検査は、入隊のため出頭した採用予定者について行う。

(身体検査項目)

第3条 身体検査の検査項目は、別表第1のとおりとする。

2 自衛官、自衛官候補生又は学生の選考時身体検査を受検する者については、採用試験区分を問わず、3箇月以内に実施した他の選考時身体検査と同じ検査項目に限って、これを当該の選考時身体検査の項目に援用することができる。

(判定基準)

第4条 身体検査の判定基準は、別表第2のとおりとする。

第5条 削除

(判定官)

第6条 判定官は、医師たる隊員とし、受検者の身体的適否に関し検査を行い判定する責任を有する。

2 判定官の身体的適否の判定については、これを尊重しなければならない。

(検査官)

第7条 検査官は、医師及び歯科医師とし、身体検査の実施に当たる。

(検者)

第8条 検者は、検査官及び判定官の命を受けて検査官を補助し、一部項目の検査を担当する。

(X線技術者)

第9条 X線技術者は、X線撮影及び現像を行う。

(検査官等の規律及び協力)

第10条 判定官及び検査官等は、身体検査に当たっては、厳正、かつ、端正な服態度で臨み、いやしくも自衛官の品位を損なうような言語動作をしてはならない。

2 検査官等は、それぞれの業務に繁閑に応じて相互に協力し、検査の整一進捗を図らなければならない。

(身体検査場)

第11条 身体検査場の選定に当たっては、X線室、十分な広さ、必要な光線、水、電気、便所、脱衣所、暖房等の設備及び騒音、交通等を考慮して決定しなければならない。ただし、身体検査場にX線室の設備が得られない場合は、最寄りのX線撮影施設を利用することができる。

2 身体検査場内の検査場所の配置については、検査の進行を円滑にできるよう計画配置し、検査項目及び順序等は、一連番号を付して表示するものとする。

第12条 削除

第2章 実施要領

第13条 身体検査実施要領は別に定める。

第14条から第26条 削除

(総合判定)

第27条 総合判定は判定官が行うものとする。判定官は、身体検査項目に基づき、採用身体検査表(別表第3。以下「身体検査表」という。)に記入されている項目について詳細に検討し、不十分なもの又は疑問の項目等があれば再検査を行い、項目ごとに基準により判定し、最後に総合判定を行って身体検査表の該当事項に記入し、不合格となったときはその理由を記入する。

2 総合判定基準(別表第2)に該当するものを合格とする。ただし、条件付合格の適用については、自衛官候補生の選考時身体検査のみとし、条件付合

格判定を行った場合は、身体検査表にその理由を記入する。

- 3 判定官は、受検者のうち、不合格者に対してはその原因となった疾病等が不治か又は治癒しても陸上自衛官及び陸上自衛官候補生としての資格を喪失している場合は、検査の結果を本人に直接教示するものとし、その他身体の形態的測定値及び療養等について必要があると認めるときは、受検者に対して保健上の助言を行うことができる。

第3章 記録及び報告

(身体検査表の取扱い)

第28条 身体検査の結果は、身体検査表に記入するものとする。また、必要時、色覚検査パネルD-15 テスト記録表(別表第4)に記入し身体検査表に添付する。追加検査を実施した記録等についても身体検査表に添付する。

- 2 身体検査表の記載には、青若しくは黒のインク又はボールペンを用い、検査を担当した検査官等は該当箇所に押印するものとし、記載事項を削除又は訂正するときは、当該文字を横線2本で消し、その上に押印をして、訂正の分についてはその旨記入するものとする。
- 3 入隊時身体検査に合格し入隊した者の身体検査表は、陸上自衛隊健康診断及び体力検査実施規則(陸上自衛隊達第36-6号)第16条に定める身体歴つづりにつづり込み保管するものとする。

(報告)

第29条 選考時身体検査又は入隊時身体検査を実施した部隊等の長は、身体検査を完了した場合には、別紙第1-1及び第1-2又は別紙第2-1及び2-2の様式により四半期ごとに取りまとめ、翌期1箇月以内に順序を経て陸上幕僚長に到着するよう報告しなければならない。(衛定第12号)

附 則

この達は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則 (昭和32年5月1日陸上自衛隊達第150-6-1号)

この達は、昭和32年5月1日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則 (昭和33年3月29日陸上自衛隊達第150-6-2号)

この達は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和35年1月22日陸上自衛隊達第150-6-3号)

この達は、昭和35年1月22日から施行し、昭和35年1月14日から適用する。

附 則 (昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122-54号)

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年5月1日陸上自衛隊達第23-3号抄)

- 1 この達は、昭和40年6月1日から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和41年1月25日陸上自衛隊達第150-6-4号)

この達は、昭和41年2月1日から施行する。

附 則 (昭和44年1月30日陸上自衛隊達第36-6号抄)

- 1 この達は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年6月16日陸上自衛隊達第36-1-1号)

この達は、昭和45年6月16日から施行する。(ただし書略)

附 則 (昭和48年2月6日陸上自衛隊達第36-1-2号)

この達は、昭和48年2月6日から施行し、昭和48年1月26日から適用する。

附 則 (昭和50年10月16日陸上自衛隊達第36—1—3号)

この達は、昭和50年10月16日から施行する。

附 則 (昭和51年3月12日陸上自衛隊達第36—1—4号)

この達は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和58年4月20日陸上自衛隊達第36—1—5号)

1 この達は、昭和58年6月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和59年1月24日陸上自衛隊達第36—1—6号)

この達は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月25日陸上自衛隊達第36—1—7号)

1 この達は、平成6年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成7年7月7日陸上自衛隊達第36—1—8号)

この達は、平成7年7月7日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日陸上自衛隊達第36—1—9号)

1 この達は、平成11年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則 (平成12年3月28日陸上自衛隊達第36—1—10号)

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

3 この達施行の日以前に行われた採用試験を受けたものが入隊又は入学する場合の身体検査の基準については、この達による改正後の陸上自衛官採用身体検査実施規則に関する達の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月20日陸上自衛隊達第36—1—11号)

この達は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日陸上自衛隊達第36—1—12号)

この達は、平成17年3月3日から施行する。

附 則 (平成18年2月7日陸上自衛隊達第36—1—13号)

この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月8日陸上自衛隊達第36—1—14号)

この達は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日陸上自衛隊達第36—1—15号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成22年3月3日陸上自衛隊達第36—1—16号)

この達は、平成22年3月3日から施行する。

附 則（平成26年3月19日陸上自衛隊達第36—1—17号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日陸上自衛隊達第36—1—18号）

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成31年3月28日陸上自衛隊達第36—1—19号）

- 1 この達は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和3年3月15日陸上自衛隊達第122—315号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別表第1（第3条関係）

身体検査項目

項目	
1	胸部X線撮影
2	身長
3	体重
4	聴力
5	視力
6	色覚
7	尿
8	皮膚
9	関節
10	脊柱その他の骨格
11	聴器
12	視器
13	直腸肛門
14	泌尿生殖器
15	鼻腔、副鼻腔、口腔、咽喉
16	胸部
17	腹部内臓
18	脳神経、精神
19	血圧
20	歯等

- 備考：1 選考時には、全ての項目を実施する。
- 2 入隊時には、次について身体検査を実施する。
- (1) 選考時から入隊時までの間に患や再燃した傷病の有無等の問診
 - (2) 妊娠反応(女性に限る。)
 - (3) 条件付き合格である場合は、その項目
- 3 選考時合格者について、歯等の疾患を有する者は、入隊時までに完治させておくよう指示するものとする。

別表第2（第4条関係）

1 身体検査合格基準

区分		男性自衛官候補生、男性自衛官	女性自衛官候補生、女性自衛官	男子学生	女子学生	生徒
項目	身長	150cm以上	140cm以上	150cm以上	140cm以上	150cm以上
	体重	訓令付表第1による				
	視力	両眼の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの				
聴力	聴力計	1,000Hz、4,000Hzにおいて、それぞれ一側が30dB以下、他側が50dB以下で聞きわけけるもの				
	秒時計	両側とも1mの距離で聞きわけけるもの				
	色覚	強度の色覚異常でないもの				
	疾病	訓令付表第2に掲げる不合格疾患のいずれも有しないもの				
	受験者の種別	「医科・歯科幹部」 「陸上自衛官（看護）」 「一般幹部候補生及び医科・歯科・薬剤科幹部候補生」 「一般曹候補生」 「自衛官候補生」 「自衛隊賃貸学生」 「予備自衛官補」		「防衛大学校学生」 「防衛医科大学校学生」		「陸上自衛隊高等工科大学校生徒」

- 備考： 1 訓令とは、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）をいう。
- 2 自衛官候補生の選考時身体検査のみ、疾病については、合格に達しないが加療等により入隊までの間に合格の基準に達する見込みのあるものは、条件付合格にできる。

2 総合判定基準

区分		基準
自衛官 自衛官候補生	合格	訓令の合格基準を満たし、自衛官としての隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認めるもの。ただし、総合的にみて隊務を遂行するに当り支障を来すと認めるときは不合格と判定する。
自衛官候補生	条件付合格	訓令の合格基準に対し、条件付き合格の項目が1つ以上あるか、総合的にみて隊務を遂行するに当り支障を来すと認め、加療等により入隊までの間に総合判定合格に達する見込みのあるもの。
学生	合格	訓令の合格基準を満たし、隊務を支障なく遂行し得る体力を有すると認めるもの。
生徒	合格	訓令の合格基準を満たし、身体強健で持久力を要する隊務に耐え得るものと認めるもの。

備考： 訓令とは、「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）」をいう

別表第3 (第27条関係)


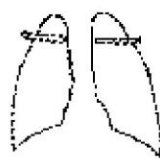
選考時No.		採用身体検査表										入団時No.			
1 氏名 (ふりがな)		2 生年月日					3 住所								
姓		昭和 年 月 日生 ()													
名															
4 既往歴 (該当した項目の有無を○で囲む。)															
神経性疾患		有	無	リウマチ、関節炎		有	無	大きなけが、手術を受けたこと		有	無				
はしか、風しん、流行性耳下腺炎		有	無	性病		有	無	その他の記事							
高血圧症、心臓病		有	無	精神病、てんかん、けいれん		有	無								
肝臓病 (おうだん)、糖尿病、腎臓病		有	無	皮膚及びアレルギー疾患		有	無								
		選考時					印	判定	入団時					印	判定
5 身長 (cm)		.							.						
6 体重 (kg)		.							.						
7 胸囲 (cm)		.							.						
8 肺活量 (cc)															
9 聴力	右	秒時計 /s							秒時計 /s						
	左	秒時計 /s							秒時計 /s						
	聴力計	250	500	1,000	2,000	4,000	5,000			250	500	1,000	2,000	4,000	5,000
		右													
左															
10 視力	右	(× D)							(× D)						
	左	(× D)							(× D)						
11 色覚															
12 尿	蛋白														
	糖														
	懸濁液														
13 梅毒血清反応															
		正常	異常						正常	異常					
14 皮膚															
15 関節															
16 骨柱その他の骨															
17 聴器															
18 視器															
19 虚脱肛門															
20 泌尿生殖器															
21 鼻腔 副鼻腔 口腔 咽喉															

寸法：日本産業規格 A 4

(備考) この用紙は永久に保存されるので折まげたり、たたんだりしないように大切に取扱わなければならない。

フィルム貼布箇所

フィルム貼布箇所

	選考時				入隊時																														
	正常	異常		印	判定	正常	異常		印	判定																									
22 胸部																																			
23 腹部内臓 (へルニアを含む)																																			
24 脳神経系、精神																																			
25 その他																																			
フィルム番号																																			
26 胸部X線撮影 (間接撮影)																																			
フィルム番号																																			
27 胸部X線撮影 (直接撮影)																																			
血圧	~					~																													
28 その他の検査																																			
29 歯等																																			
右											左	右											左												
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2			3	4	5	6	7	8	8	7	6	5		4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2			3	4	5	6	7	8	8	7	6	5		4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
口腔衛生	良	不良	不正咬合	有	善しい	良	不良	不正咬合	有	善しい	良	不良	不正咬合	有	善しい	良	不良	不正咬合	有	善しい															
歯石	高度	甚しく高度	顎関節疾患	有	善しい	高度	甚しく高度	顎関節疾患	有	善しい	高度	甚しく高度	顎関節疾患	有	善しい	高度	甚しく高度	顎関節疾患	有	善しい															
歯周疾患	限局	広汎	構音機能	有	善しい	限局	広汎	構音機能	有	善しい	限局	広汎	構音機能	有	善しい	限局	広汎	構音機能	有	善しい															
歯肉炎	限局	広汎	奇形	有	善しい	限局	広汎	奇形	有	善しい	限局	広汎	奇形	有	善しい	限局	広汎	奇形	有	善しい															
欠損歯数		歯	炎症性病変	有	善しい		歯	炎症性病変	有	善しい		歯	炎症性病変	有	善しい		歯	炎症性病変	有	善しい															
未処置歯		歯	腫瘍性病変	有	善しい		歯	腫瘍性病変	有	善しい		歯	腫瘍性病変	有	善しい		歯	腫瘍性病変	有	善しい															
その他の記事			入隊時の矯正治療	終了	継続			入隊時の矯正治療	終了	継続			入隊時の矯正治療	終了	継続			入隊時の矯正治療	終了	継続															
			判定及び印		印			判定及び印		印			判定及び印		印			判定及び印		印															
30 判定	合格、不合格				合格、不合格																														
31 条件付合格、不合格の理由その他の参考記事																																			
32 検査年月日																																			
33 検査場所 (担当部隊)	()				()																														
34 判定官	所属																																		
	階級、氏名																																		

別表第4 (第28条関係)

色覚検査パネルD-15検診表

検査場所		検査日	年 月 日
受検者名	年齢 歳	検査者名	

判 定 結 果		
正 (パス) <input style="width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;" type="checkbox"/>	誤 (否) <input style="width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;" type="checkbox"/>	第1色覚異常 <input style="width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;" type="checkbox"/>
		第2色覚異常 <input style="width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;" type="checkbox"/>
		第3色覚異常 <input style="width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto;" type="checkbox"/>

1回目：受検者の配列順 _____

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

再検査：受検者の配列順 _____

1回目

再検査

寸法：日本産業規格A4

別紙第 1 - 1 (第29条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

選考時身体検査報告書
(衛定第12号)

検査実施期日 _____ . _____ . _____ ~ _____ . _____ . _____

1 総合報告集計表

採用種別								
受検者数								
判定	合格							
	条件付合格							
	不合格							

寸法： 日本産業規格 A 4

2 判定別集計表 (採用種別)

項 目		No.	合 格	条件付 合 格	不 合 格	計
総 合 判 定		1				
身 長		2				
体 重		3				
聴 力		4				
視 力		5				
色 覚		6				
感染症	結核性疾患	7				
	性病	淋 菌	8			
		梅 毒	9			
		その他の性病	10			
	トラコーマ	11				
	そ の 他	12				
精神病、精神神経症及び人格異		13				
神経及び 感覚器の 疾 患	視常器の疾患	14				
	聴器の疾患	15				
	そ の 他	16				
循環器系 疾 患	心臓の疾患	17				
	痔 核	18				
	そ の 他	19				
呼吸器系 疾 患	副鼻腔炎	20				
	その他の鼻咽喉疾	21				
	そ の 他	22				
消化器系 疾 患	歯 等	23				
	そ の 他	24				
泌尿生殖器系の疾患		25				
皮膚及び疎性結合組織の疾患		26				
骨及び運動器系の疾患		27				
そ の 他		28				

寸法： 日本産業規格 A 4

備考：この用紙は、採用種別ごとに別葉に作成する。

別紙第2-1 (第29条関係)

発簡番号
年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

入隊時身体検査報告書
(衛定第12号)

検査実施期日 _____ . _____ . _____ ~ _____ . _____ . _____

1 総合報告集計表

採用種別								
受検者数								
判定	合格							
	不合格							

寸法： 日本産業規格 A 4

2 判定別集計表 (採用種別)

項 目		No.	合 格	不 合 格	計
総 合 判 定		1			
身 長		2			
体 重		3			
聴 力		4			
視 力		5			
色 覚		6			
感染症	結 核 性 疾 患	7			
	性 病	淋 菌	8		
		梅 毒	9		
		その他の性病	10		
	ト ラ コ ー マ	11			
	そ の 他	12			
精神病、精神神経症及び人格異		13			
神経及び 感覚器の 疾 患	視常器 の 疾 患	14			
	聴 器 の 疾 患	15			
	そ の 他	16			
循環器系 疾 患	心 臓 の 疾 患	17			
	痔 核	18			
	そ の 他	19			
呼吸器系 疾 患	副 鼻 腔 炎	20			
	その他の鼻咽喉疾	21			
	そ の 他	22			
消化器系 疾 患	歯 等	23			
	そ の 他	24			
泌 尿 生 殖 器 系 の 疾 患		25			
皮 膚 及 び 疎 性 結 合 組 織 の 疾 患		26			
骨 及 び 運 動 器 系 の 疾 患		27			
そ の 他		28			

寸法：日本産業規格 A 4

備考：この用紙は、採用種別ごとに別葉に作成する。